

藍住町家具転倒防止器具等取付支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この事業は、住宅用家具転倒防止器具等の取付けを行う者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部に対し補助金を交付し、地震発生時における被害の軽減を目的とする。補助金の交付については、藍住町補助金交付規則（平成17年藍住町規則116号）に定めるもののほか、本要綱で必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 本要綱による補助金の交付を受けることができる者は、藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町税等（町税及び国民健康保険税）の滞納がない者とする。（世帯主に限る。）

（対象費用）

第3条 補助対象となる費用は、現に居住の用に供している住宅における家具・家電等の転倒を防止するための器具及びガラス飛散防止フィルム（以下「家具転倒防止器具等」という。）の購入費並びにこれらの取付工事費用とする。ただし、器具等の取付工事費用の補助については、徳島県木造住宅耐震改修施工者等登録要綱に基づき、耐震改修施工者等として徳島県に登録された者又は町長が指定する家具転倒防止器具等取付講習等を受講した事業者が取付工事を施工した場合に限る。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、前条に要する費用の合計額の2分の1とする。ただし、その金額が1万5千円を超えるときは1万5千円とする。また、100円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1世帯に対し1回限りとする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、藍住町家具転倒防止器具等取付支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、家具転倒防止器具等を購入した日の属する年度の3月31日までに町長に申請しなければならない。

- （1）家具転倒防止器具等の購入及び取付けに係る領収書の写し
- （2）賃貸権者の工事承諾書（借家等の場合に限る。）（様式第2号）
- （3）家具転倒防止器具等の取付け前及び取付け後の写真

（交付決定及び額の確定）

第6条 町長は、前条の申請を受けたときには、その内容及び状況を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定したときは、藍住町家具類転倒防止器具等取付支援事業補助金交付決定・確定通知書（様式第3号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、藍住町家具類転倒防止器具等取

付支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、前条第2項の規定により補助金の額が確定した後に行うものとし、補助金交付請求書(様式第5号)により交付する。

(補助金の返還)

第8条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。